久喜市告示第３９７号

久喜市自転車等放置防止条例（平成２２年久喜市条例第１９２号）第１０条第１項及び第４項の規定により自転車等を撤去し保管したので、同条例第１１条第１項の規定により次のとおり告示する。

令和８年１０月２７日

久喜市長　貴志　信智

１　保管自転車等　　別紙のとおり

２　自転車等保管場所　　久喜市桜田１丁目２番地

別　紙

No.	市 管理番号	撤去・保管 年月日	保管場所	放置されていた 区域	自転車等の表示							
					種別	住所	氏名	防犯登録番号		車体番号	色	その他
1	2884	令和8年9月28日	鷲宮自転車保管場所	東鷲宮駅東口	自転車			埼玉県警	200055??-?	?	青	なし
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												